

平成 28 年 1 月

法人に係る利子割（地方税）廃止についてのお知らせ

平成 25 年度税制改正により、平成 28 年 1 月 1 日より法人に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税 5%）が廃止されました。

法人のお客さまにつきましては、平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払いする預金利息等から地方税 5%の特別徴収を行いませんので、お知らせいたします。

なお、個人のお客さまにつきましては変更ございません。

<法人のお客さまの源泉徴収について>

| | 平成 27 年 12 月 31 日のお支払い分まで | 平成 28 年 1 月 1 日以降のお支払い分 |
|-----|---------------------------|-------------------------|
| 国 税 | 15.315% | 15.315% |
| 地方税 | 5% | 廃止 |

注：上記国税には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までは、復興特別所得税が課されており、源泉徴収いたします。

<ご注意>

- ・お客さまの個別の状況に応じて、取扱いが異なる場合があります。確定申告をされる場合や、個別具体的なケースにかかる税務上の取扱い等、詳細につきましては、税理士または最寄りの税務署にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・今後の税制改正等により、内容が変更される場合があります。最新情報や詳細につきましては、財務省ホームページや国税庁ホームページ等でご確認いただきますようお願いいたします。

今日も 楽しい おつきあい



淡路信用金庫